

E T C ポイントサービスを利用したサービス間における同一の E T C カードでの重複利用に関する特約

(通則)

第1条 阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が運用する E T C ポイントサービスにおいて、阪神高速 E T C ポイントサービス規約に基づき当社が実施する各種サービス及びキャンペーン等（「各サービス」といいます。）を重複して実施する場合（以下「重複サービス」といいます。）のユーザー登録その他の取扱いについては、阪神高速 E T C ポイントサービス規約に定めるほか、この特約によります。

(ユーザー登録の取扱い)

第2条 各サービスのうちいずれかのサービスに既にユーザー登録し利用しているユーザー登録者（このユーザー登録者が既に利用しているサービスを以下本条において「既利用サービス」といいます。）が、新たに別のサービス（以下本条において「新規申込みサービス」といいます。）に申込みを行う場合は、新規申込みサービスの規約等の規定によるポイント付与の申込みをもって、新規申込みサービスのユーザー登録を申し込みだものとみなします。

- 2 既利用サービスのユーザー登録者は、前項に定める申込みの際には、既利用サービスにおいて登録済みのポイントサービス ID（以下「登録済み ID」といいます。）を必ずインターネットを利用して申し出るものとします。
- 3 前項の場合、新規申込みサービスにおいても既利用サービスにおける登録済み ID 及びパスワードを共通利用します。
- 4 前3項に定める以外の方法で、同一の E T C カードを重複サービスに登録することはできません。

(重複サービス間の引き去り順)

第3条 当社は、重複サービスのユーザー登録者が、阪神高速道路の料金徴収施設において、登録カードを E T C システム利用規程に定める方法で使用した場合で、当該登録者に係る複数の重複サービスのポイントの残高があるときは、ポイントの残高からポイント有効期限の早いサービスから順に通行料金を引き去ります。

(残高の照会の特例)

第4条 重複サービスのポイントの残高については、各サービスの規約等の規定にかかわらず、重複サービスのポイントの残高を合算した額を表示し、重複サービス毎のポイントの残高の内訳を確認することができます。

(利用明細の特例)

第5条 照会することができる利用明細については、重複サービス毎の利用がわかるよう利用明細を表示します。

(利用停止等の取扱い)

第6条 重複サービスのユーザー登録者が、重複サービスのうちいずれかのサービス（以下「一重複サービス」といいます。）の規約等の規定により当該一重複サービスのポイントの利用を停止した場合又は利用の停止を解除した場合は、当該サービス以外の重複するサービス（以下「他の重複サービス」といいます。）のポイントの利用も停止され、又は利用の停止も解除されます。

(登録カード変更の取扱い)

第7条 重複するサービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録カードの変更の申出があった場合において、変更後の登録カードが他の重複サービスの規約等の規定に全て該当する E T C カードであるときは、当該他の重複サービスの規約等の規定にかかわらず、当該他の重複サービスの登録カードについても変更の申出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申出があったサービスに關係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による変更日の通知をもって、重複サービス全ての変更日の通知があつたものとみなします。

- 2 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録カードの変更の申出があ

った場合において、変更後の登録カードが他の重複サービスの一部又は全部の規約等の規定に該当しないE T Cカードであるときの取扱いは次の各号に定めるとおりとします。

- 一 変更後の登録カードが他の重複サービスの一部又は全部の規約等の規定に該当しないE T Cカードである場合、該当しない当該他の重複サービスについてのみ、該当しない当該他の重複サービスの規約等の規定によるユーザー登録の解約の申出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、解約となる重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。ただし、インターネットの照会画面上等においては、ポイントの残高が0となった状態で、解約となった重複サービスの名称が残ることがあります。
- 二 変更後の登録カードが他の重複サービスの一部の規約等の規定に該当するE T Cカードである場合、該当する当該他の重複サービスについては、前項のとおり取扱うものとします。

(パスワード変更の取扱い)

第8条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定によりパスワードの変更の申出があった場合は、他の重複サービスの規約等の規定により他の重複サービスのパスワードについても変更の申出があったものとみなします。

(登録の失効の取扱い)

- 第9条 既利用サービスの登録失効前に新規申込みサービスのポイント付与が行われる場合は、各サービスの規約等の規定にかかわらず、新規申込みサービスの登録失効まで既利用サービスの登録を継続します。
- 2 一重複サービスにおいて登録が継続される場合は、各サービスの規約等の規定にかかわらず、他の重複サービスにおいても登録が継続されたものとみなします。
 - 3 重複サービスのうちいずれのサービスにおいてもポイントの有効期限が満了し、満了後2ヶ月以内に新規申込みサービスのポイント付与が行われない場合は、重複サービスのユーザー登録は全て失効するものとします。
 - 4 各サービスの規約等の規定にかかわらず、重複サービスのユーザー登録者がE T Cシステム又はいずれかの重複サービスの不正な利用を行い、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定によりユーザー登録者にユーザー登録の失効の通知が行われた場合、直ちに全ての重複サービスのユーザー登録は失効し、以後の登録カードによる通行料金の支払いは、E T Cマイレージサービスにおける還元額又はクレジットカード会社若しくは当社からの請求により行われるものとします。
 - 5 前項の規定により重複サービスのユーザー登録が失効した後は、当該ユーザー登録に登録されている登録カードでは、ポイントの残高を利用することはできません。

(解約の取扱い)

- 第10条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により解約の申出があった場合は、特に解約するサービスの指定がない限り、他の重複サービスの規約等の規定により当該他の重複サービスについてもユーザー登録の解約の申出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。
- 2 重複サービスのユーザー登録者が、重複サービスのうち解約するサービスを特定したうえで、一重複サービスの規約等の規定により解約を申し出た場合は、ユーザー登録者が解約を特定した他の重複サービスの規約等の規定により、当該他の重複サービスについてもユーザー登録の解約の申出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、解約となる重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。ただし、インターネットの照会画面上等においては、ポイントの残高が0となった状態で、解約となつた重複サービスの名称が残ることがあります。

(登録事項等の変更の取扱い)

第11条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録事項又は届出事項（以下「登録事項等」といいます。）の変更の届出があった場合は、他の重複サービスの規約等の規定により他の重複サービスの登録事項等についても変更の届出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による変更完了の通知をもって、重複サービス全ての変更完了の通知があつたものとみなします。

（特約の変更）

第12条 この特約は、予告なく変更することがあります。

- 2 前項の変更があつた場合、当社（重複サービスを当社と協力し、又は共同して提供する者を含みます。以下同じ。）は、変更の内容を当社のホームページに掲示する等の方法により周知します。
- 3 第1項の規定によるこの特約の変更の日以降は、変更後の規定が適用されるものとし、変更後の規定の適用により重複サービスのユーザー登録者（登録申込者を含みます。）又は第三者に損害が生じた場合であつても、当社は一切の責任を負いません。

附 則

この特約は、平成29年10月2日から適用します。